

各居宅サービス担当者様

うえるびーいんど

平成28年 12月17日

第317号

ウェルビーイング (well-being) 身体的にも精神的にも社会的にも良好に
「その人にとってより良く生きていく」ということを意味する言葉です。
この紙面において、医療・介護に関する情報を
お伝えしていければと思っています。



介護保険制度見直し案 高所得者は3割負担へ

社会保障審議会・介護保険部会が9日、来年の介護保険法の改正に向けた意見書をまとめました。制度の持続性を高めるために給付の適正化を図るよう求めている、現役並みの所得がある高齢者に限って介護保険でも「3割負担」とすることと、一般的な課税世帯の高額介護サービス費におけるひと月の上限額を引き上げること、大筋で容認する内容となっています。

現役並みの所得とは、およそ、単身世帯では年収380万円以上、夫婦世帯では年収520万円以上とされています。厚労省の試算によると居宅介護サービスの利用者の3%から4%にあたる13万人程度。特養入所者では1%から2%にあたる1万人程度が3割負担になるものと予想されています。

また、高額介護サービス費の月額負担上限の引き上げは、所得に応じて5つに分けられている区分のうち「一般（第4段階）」が対象で、住民税が課税されており、年収が383万円に満たない世帯などが該当します。現行では3万7000円ですが、医療保険の場合「一般」の自己負担の上限額がすでに4万4000円に設定されているため、これと合わせるため4万4000円に引き上げられることとなります。

負担割合の3割への引き上げや、高額介護サービス費の上限見直しで、利用者個人でどの程度の負担増が生じるのかが気になるところです。

厚労省が、平均的な利用者負担額で試算したところ、居宅サービス利用者の場合、軽度者では負担割合が1割から3割になった場合に実際の負担額そのものも3倍に増加しますが、要介護4以上の重度者では高額介護サービス費によって実際の負担額は2倍程度にとどまると考えられています。

一方、施設入所者は、1割から3割の引き上げでも負担額の増加は2倍程度にとどまります。また現在2割負担となっている場合、すでに実際の負担が高額介護サービス費の上限に達しているため、実際の負担額増加はほとんど無いようです。

前回の報酬改定での、給付削減と負担増による影響も十分に検証されていない中、更なる負担増は介護保険制度そのものへの信頼を損ねることが心配されます。

通所リハビリから訪問診療まで

在宅サービスのことは、何でもご相談下さい。

在宅で生活していく皆さんを応援します！



春日部厚生クリニック

TEL 754-4313
介護連携室 根岸